

満たすべき要件 (維持要件：○、取消し事由：×)		相続 認定時	経営 承継期間	左記経過後
相 続 人	経営承継相続人が代表者であること (又は、相続開始の日以後5ヶ月以内に)	○ —	○ 全額	— —
	特例後継者は、一般の事業承継税制を受けた者でない事	○	—	—
	特例後継者は相続直前に役員であること	○	—	—
	同族関係者の中で特例後継者が筆頭株主であること(複 数の場合は上位2又は3名以内)かつ10%以上	○ —	○ 全額	— —
	経営承継受贈者が特例株式等の一部を譲渡又は贈与しな いこと(全部を有すること)	× —	× 全額	△ 対応部分
	特例株式等の全部を譲渡又は贈与	× —	× 全額	× 全額
	黄金株を経営承継相続人以外の者が有していないこと	○ —	○ 全額	— —
	同族関係者で50%超の議決権を有すること	○ —	○ 全額	— —
被 相 続 人	相続直前(代表者であった時)において、同族関係者の中で 筆頭株主であること	○	—	—
	相続直前(代表者であった時)において、同族関係者で5 0%超の議決権を有する事	○	—	—
	被相続人が相続時において代表者でなく、第1種・第2種贈 与をした者でないこと	○	—	—
	最初の被相続人は特例承継計画に記載された特例代表 者であること	○	—	—
会 社	当該会社が中小企業者であること	○	—	—
	雇用80%維持	—	▲(注1)	—
		—	全額	—
	特例後継者の代表権の制限をしないこと	○	○	—
		—	全額	—
	特例後継者の議決権の制限をしないこと	○	○	—
		—	全額	—
	当該会社が上場株式等に該当しないこと	○	○	—
		—	全額	—
	当該会社が風俗営業会社に該当しないこと	○	○	—
—		全額	—	
資産保有型・資産運用型会社に該当しないこと (又は親族外5人以上等の事業実態要件)	○	○	○	
	—	全額	全額	
直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること	○	○	○	
	—	全額	全額	
常時使用する従業員の数が1人以上であること(特別関係 会社が外国会社の場合は5人以上)	○	—	—	
	—	—	—	

満たすべき要件 (維持要件：○、取消し事由：×)		相続 認定時	経営 承継期間	左記経過後
関係会社	特定特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと	○	○	—
		—	全額	—
	特別関係会社が上場株式等に該当しないこと	○	—	—
	特別関係会社が大会社等に該当しないこと	○	—	—
組織再編	資本金・資本準備金の額を減少した場合 (欠損填補を除きます)	—	×	×
		—	全額	全額
	金銭交付組織変更	—	×	△
		—	全額	対応部分
	会社分割(分割型分割に限る)をした場合	—	×	△
		—	全額	対応部分
	解散した場合	—	×	×(△)
		—	全額	全額(注3)
非適格株式交換等により他の会社の完全子会社等となった場合	—	×	△(注4)	
	—	全額	対応部分	
非適格合併により消滅した場合	—	×	△(注4)	
	—	全額	対応部分	
現金交付のある合併・株式交換 (期間内は認定承継に限る)	—	△	△	
	—	全額(注2)	全額(注2)	
その他	経営承継相続人が納税猶予制度の適用をやめる旨の届出書を提出した場合	—	×	×
		—	全額	全額
	年次報告や届出書の未提出	—	×	×
		—	全額	全額

(注1)事実上は廃止項目だが、未達の場合に理由書が必要

(注2)要件を満たすグループ間での組織再編の場合は、一に満たない端株等の交付を受けた金銭等に対応する部分の金額

(注3)一定の要件に該当すれば減免

(注4)一部交付金銭等に対応する部分の金額のみ